

秋田県障害児就学審議会条例

昭和50年12月22日

秋田県条例第40号

(設置)

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害児（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第四条に規定する児童生徒等のうち障害のある者をいう。以下同じ。）の障害の状態、障害児への教育上必要な支援の内容、障害児の住所の存する地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を審査し、障害児の就学すべき学校について審議するため、秋田県障害児就学審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び委員の任期)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 1 医師
- 2 学識経験者
- 3 教育関係者
- 4 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が召集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月15日条例第96号）

この条例は、公布の日から施行する。